

駐車監視員活動ガイドライン

令和8年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点 路線	◎ 最重点路線		
	路線（区間）		重点時間帯
	名古屋環状線	（新瑞橋～港東通交差点）	7時～22時
	国道247号線	（新内田橋～道德橋）	7時～22時
	○ 重点路線		
	路線（区間）		重点時間帯
	国道247号線	（道德橋～千鳥橋）	7時～22時

重 点 地 域	◎ 最重点地域		
	地域（町名）		重点時間帯
	内田橋周辺地区	・内田橋一丁目～二丁目・豊一丁目～四丁目・豊田一丁目～五丁目・明治一丁目～二丁目・氷室町・氷室町4丁目 ・忠次一丁目、二丁目・道德北町1丁目～3丁目 ・道德新町1丁目～9丁目・道德通1丁目～3丁目 ・観音町1丁目～9丁目・泉楽通1丁目～4丁目 ・堤町1丁目～5丁目・三条一丁目～二丁目・五条町1丁目～3丁目・六条町1丁目～4丁目・七条町1丁目～3丁目 ・南陽通4丁目～6丁目・戸部下一丁目～二丁目	7時～22時
	○ 重点地域		
	地域（町名）		重点時間帯
	イオンモール 新瑞橋周辺地域	・駄上一丁目～二丁目・菊住一丁目～二丁目・呼続一丁目～三丁目 ・寺崎町・呼続元町・岩戸町・汐田町	7時～22時
	クロコくんホール 周辺地域	・東又兵卫町1丁目～5丁目・西又兵卫町1～4丁目・弥次工町1丁目～5丁目 ・浜中町1丁目～3丁目・前浜通1丁目・神松町1丁目～3丁目 ・浜田町1丁目～5丁目・元塩町1丁目～5丁目・加福本通1～3丁目 ・北頭町1丁目～4丁目・堤起町1丁目～3丁目・港東通1丁目～2丁目 ・中割町1丁目～4丁目・宝生町1丁目～4丁目	7時～22時
	歓楽街対策 重点地区	・柴田町1丁目～6丁目・元柴田東町1丁目～4丁目 ・柴田本通1丁目～5丁目・元柴田西町1丁目～3丁目	7時～22時
	大磯通東西地区	・薬師通1丁目～2丁目・呼続四丁目～五丁目・西桜町 ・笠寺町・北内町1丁目～5丁目・大磯通4丁目～6丁目 ・菅池町1丁目～4丁目・城下町1丁目～3丁目・松池町1丁目～3丁目 ・戸部町1丁目～4丁目・松城町1丁目～3丁目・柵下町1丁目～4丁目 ・寺部通1丁目～2丁目・千竈通1丁目～7丁目 ・前浜通2丁目～7丁目・立脇町1丁目～3丁目・塩屋町1丁目～6丁目 ・荒浜町1丁目～5丁目・桜本町・桜本町2丁目	7時～22時
	笠寺東部地区	・平子一丁目～二丁目・外山一丁目～二丁目・大堀町・鶴田一丁目～二丁目・鳥栖一丁目～二丁目・桜台一丁目～二丁目 ・中江一丁目～二丁目・鯛取通1丁目～5丁目・元桜田町1丁目～5丁目 ・元桜田町・霞町・楠町・鶴里町1丁目～3丁目・若草町・呼続町 ・明円町・芝町・赤坪町・春日野町・見晴町・扇田町・貝塚町 ・弥生町・白雲町・笠寺町・粕島町1丁目～3丁目・砂口町 ・本城町1丁目～3丁目・鳥山町1丁目～3丁目・西田町1丁目～4丁目 ・本星崎町・星園町・本地通1丁目～7丁目・阿原町・星崎二丁目 ・寺部通3丁目～4丁目・星宮町・星崎町字阿原・星崎町字殿街道	7時～22時
	白水・大同町地区	・白水町・大同町1丁目～5丁目	7時～22時
	名南地区	・鳴尾町字丹後江字流作・丹後通1～4丁目(2丁目1番地を除く) ・松下町1～4丁目・鶴見通1～6丁目・鳴浜町1～7丁目・要町1～4丁目 ・三吉町1～6丁目・源兵衛町1～5丁目・天白町1～4丁目	7時～22時
	○ 自動二輪・原付重点地域		
	地域（町名）		重点時間帯
	地下鉄桜本町駅周辺		7時～22時
	名鉄大江駅周辺		7時～22時

愛知県南警察署